

---

---

# 解釈についての二つの見解

——価値の多元論と一元論——

濱 真一郎

〈同志社大学〉

---

## 1. 一元論と価値多元論——ハリネズミと狐

本稿は、価値多元論 (value-pluralism) と一元論 (monism) を対比させることによって、解釈についての二つの見解を提示することを目的としている。なお、本稿の末尾では、それらの二つの見解について、現代日本の法状況を念頭に置きながら、若干の考察を加えることとする。

アイザiah・バーリンは、人間の世界においては、価値の衝突・葛藤——悲劇——を取り除くことはできないという、価値多元論を擁護する。あるいはジョセフ・ラズは、同じく価値多元論を擁護すると同時に、解釈多元論 (interpretive pluralism)——および、それと密接な関連を有する革新的解釈 (innovative interpretation)——を提示する。彼は、法解釈の特殊性を考慮に入れつつ、裁判所は、革新的な司法的解釈によって法を変化させるための、立法の権限を有している、という主張を行っている。

ロナルド・ドゥオーキン<sup>1</sup>は、解釈アプローチを採用し、「統合性としての法 (law as integrity)」という法理論を提示している。この法理論は、諸価値 (例えば自由や平等など) を統合的に理解した上で、統合された諸価値が法実践の全体を正当化する、というものである。よって、この法理論にとっては、諸価値は衝突するというバーリンの価値多元論は、克服されるべき対象となる。

以下、本稿では、まずは第2章において、バーリンおよびラズの価値多元論について概観する。第3章では、ラズの解釈多元論の概要および法解釈の特殊性について確認する。第4章では、ドゥオーキンの価値多元論に対する批判と、彼自身の解釈的な法理論を概観する。第5章では、解釈についての対照的な二つの見解——ラズの解釈多元論とドゥオーキンの「統合性としての法」理論——が、現代日本の法状況にとっていかなる含意を有するかについて、若干の検討を行うことにする。

なお、具体的な分析をはじめの前に、ここで、バーリンが提示した「ハリネズミと狐 (the hedgehog and the fox)」という比喩に注目したい。バーリンは一元論者を「ハリネズミ」族に、価値多元論者を「狐」族に、分類している。

バーリンによると、人間は多様な生を一つのパターンに適合させようとする力と、その多様性を保持することの必要性とのあいだで引き裂かれている。そのことを示すために、バーリンは古い詩句から、「狐はたくさんを知っているが、ハリネズミはでかいことを一つだけ知っている」という一行を引用している<sup>1</sup>。彼は、この謎めいた言葉を比喩的に解釈し、その言葉に作家と思想家、ひいてはおそらく人間一般を大別する最も深い一つの差異を指し示すような意味をもたせている。すなわち、一方では、一切のことを単一

---

1 Isaiah Berlin, "The Hedgehog and The Fox," in Isaiah Berlin, *Russian Thinkers*, second edition, edited by Henry Hardy and Aileen Kelly (London: Penguin, 2008), p. 22. 河合秀和訳『ハリネズミと狐——『戦争と平和』の歴史哲学』(岩波文庫、1998年) 7頁。

の基本的な見解や体系に関連させ、それによって理解し考えるような人々と、他方では、しばしば無関係な時には互いに矛盾している多くの目的を追求する人々である。バーリンは、両者のあいだには大きな裂け目が存在すると述べた上で、第一の部類の知的・芸術的人間像を「ハリネズミ」族に、第二の部類を「狐」族に分類している<sup>2</sup>。

## 2. 価値多元論

### A. バーリンの価値多元論

以上で、バーリンの「ハリネズミと狐」の比喩を確認し、彼が一元論者を「ハリネズミ」族に、価値多元論者を「狐族」に分類していることを、確認した。本章では、バーリンとラズの価値多元論の概要を確認することにしたい。2001年にアメリカで起こった同時多発テロ事件の余波が冷めやらぬ時期に、バーリンの遺稿<sup>3</sup>がニューヨークの書評誌に掲載された。それは彼が1981年に記したメモであるが、まるでテロ事件を目撃して書かれたかのような錯覚を起こさせる内容である。とくに印象的なのは、「共感できない人々や、完全には理解できない人々と妥協することが、品位ある社会には不可欠である」<sup>4</sup>という一節である。テロ事件の背後に存する価値の多元性は、程度の差こそあれ、人間社会につねに存在してきた。価値の多元性および、それが伴う価値の衝突・葛藤が存在するという事態は、人間が避けることのできない経験的な事実である。さらに、冷戦後の価値の多元化が、価値の衝突・葛藤を激化させていることもまた、人間が直面している事実である。バーリンは、こうした価値の多元性を認識した上で、独自の自由論を提示している。

バーリンは、教授就任講演「二つの自由概念」(1958年)において、積極的自由と消極的自由という二つの自由概念を区別した。積極的自由とは、特定の目的を設定した上で、その目的に従って自己支配ないし自己実現を行う自由である。バーリンによると、積極的自由の概念には危険な側面がある。というのも、その概念は国家に対して、特定の目的を真であると称し、その目的に従って諸個人を強制的に自己実現させる正統性を、付与する恐れがあるからである。バーリン自身は、消極的自由の概念を擁護する。これは、自分のなす選択について他人から干渉されないという意味での自由である。消極的自由は、どれぐらい多くのドアが開かれているかを問題とする。その概念は、ドアが通じている部屋の道徳的性格を評価することはない。消極的自由にとって重要なのは、ドアが開かれていることそのものなのである。結局、バーリンの自由論においては、消極的自由を基礎に据えたりベラリズムが擁護されることになる<sup>5</sup>。

バーリンは、消極的自由の価値を、他の諸価値よりも前面に打ち出す。その意味において、彼は一つの価値(消極的自由)だけが普遍的であるという、一元論(monism)を擁護しているように感じられる。しかし彼は、実際には価値多元論の立場を取っている。一元論と価値多元論の違いについて、バーリンは以下のように説明している。「とにかくどこかに、究極的・最終的な解決があるという信仰」が存在する。「この古くからの信仰は、ひとびとが信じてきたすべての積極的な価値は、最後には互いに矛盾することは相互に必要と確信に基づいている」<sup>6</sup>。

バーリンによると、以上の信仰は誤りである。「われわれが日常的経験において遭遇する世界は、いずれ

2 Cf. *ibid.*, pp. 22–23. 邦訳、7–9頁。

3 Cf. Isaiah Berlin, “Notes on Prejudice,” in *New York Review of Books*, October 18 (2001).

4 ここでは、この一節を以下から引用している。Isaiah Berlin, “Notes on Prejudice,” in Isaiah Berlin, *Liberty: Incorporating Four Essays on Liberty*, edited by Henry Hardy (Oxford: Oxford University Press, 2002), p. 346. 相良剛訳「偏見についてのメモ」『思想』697号(2002年)75頁。

5 Cf. Isaiah Berlin, “Two Concepts of Liberty,” in Isaiah Berlin, *Liberty*, *supra* note 4. 生松敬三訳「二つの自由概念」小川晃一・福田敏一・小池銈・生松敬三共訳『自由論』(みすず書房、1971年、新装版、1979年)。

6 *Ibid.*, p. 212. 邦訳、382頁。

もひとしく究極的であるような諸目的の間での選択を迫られている世界である」<sup>7</sup>。バーリンにとって、「もしもわたくしの信じているように、人間の目的が多数であり、そのすべてが原理的には、相互に矛盾のないものではありえないとするならば、衝突・葛藤の可能性——悲劇の可能性——が、個人的にも社会的にも、人間の生活から完全に除去されるということは決してありえない。そうすれば、絶対的な諸要求の間での選択を余儀なくされるという事態は、人間の状態の不可避的な特徴であることとなる」<sup>8</sup>。

なお、バーリンはいずれも等しく究極的であるような諸目的の例として、自由、公正、および平等などをあげている。彼によると、自由は自由であって平等ではなく、公正ではなく、正義ではなく、人類の幸福ではなく、また良心の平静でもないのである。さて、不平等をなくすために、ある人物が自分の自由を削減ないし喪失し、しかもそれによって他の諸個人の自由を実質的に増大させることがないとしたら、そこには自由の絶対的な喪失 (loss) が存する。自由は、正義、幸福あるいは平和の増大によって埋めあわせられるかもしれないが、いずれにせよ喪失は喪失なのである<sup>9</sup>。

### B. ラズの価値多元論

次に、ラズの価値多元論について確認していこう。ラズは、今日における代表的な価値多元論者の一人である。彼が政治哲学の領域で提示した多元論的リベラリズムは、大きな影響力を有している<sup>10</sup>。ラズは、多元的な諸価値の一つを選択すれば他の諸価値を喪失するという、バーリンの価値多元論の基本的な主張を継承している。価値多元論に従えば、人が一つの選択肢から得られる幸福や快は、別の選択肢から得られるそれらとは比較できない。複数の選択肢から得られる幸福や快は比較できない。さらに、一つの選択肢から幸福や快を得たら、別の選択肢から得られたであろう幸福や快を喪失することになる<sup>11</sup>。

ラズは以上の、多元的な諸価値の一つを選択すれば他の諸価値を喪失するという理解に基づいて、価値多元論を以下のように特徴づけている。すなわち、価値多元論は最近、かなり知られた一つの教説になった。価値多元論の核心は、以下の二つの条件を肯定する点に存する。第一は、「(a)多くの〔一つひとつ別個の〕異なる諸価値 (many distinct values) が存在するという条件」の肯定である。この条件は、単に一つの究極的価値が別様に現れた諸価値ではなく、多くの (一つひとつ別個の) 異なる諸価値が多数存在していることを、示している。第二は、「(b)両立不可能な諸価値 (incompatible values) が存在するという条件」の肯定である。ここで「両立不可能な」という形容詞が付されているのは、その形容詞が付された諸々の価値が、一人の個人の生や単一の社会においては完全には実現・達成 (be realized) されないことを、示すためである<sup>12</sup>。

## 3. 解釈多元論と法解釈の特殊性

### A. 解釈とは何か

以上で、バーリンおよびラズの価値多元論の概要を確認した。さて、ラズは法哲学の領域では、H. L. A. ハートの分析的な法実証主義<sup>13</sup>を受け継いでおり<sup>14</sup>、近年は独自の解釈多元論を提示している<sup>15</sup>。本章では、ラズの

7 Ibid., pp. 213–214. 邦訳、383頁。

8 Cf. *ibid.*, p. 214. 邦訳、384–385頁。

9 Cf. *ibid.*, p. 172. 邦訳、309–310頁の注\*\*。

10 Cf. Joseph Raz, *The Morality of Freedom* (Oxford: Clarendon Press, 1986).

11 Cf. *ibid.*, p. 395; Joseph Raz, *Ethics in the Public Domain: Essays in the Morality of Law and Politics*, revised edition (Oxford: Clarendon Press, 1995), p. 179.

12 Cf. Joseph Raz, *The Practice of Value*, edited by R. Jay Wallace (Oxford: Clarendon Press, 2003), p. 43.

13 Cf. H. L. A. Hart, *The Concept of Law*, second edition with 'Postscript' edited by Penelope A. Bulloch and Joseph Raz (Oxford: Oxford University Press, 1994). 矢崎光圀監訳『法の概念』(みすず書房、1976年)。

14 Cf. Joseph Raz, *The Authority of Law: Essays on Law and Politics*, second edition (Oxford: Oxford University Press, 2009).

15 Cf. Joseph Raz, "Interpretation: Pluralism and Innovation," in Joseph Raz, *Between Authority and Interpretation: On the Theory of Law and Practical Reason* (Oxford: Oxford University Press, 2009).

解釈多元論について検討する。なお、彼の議論は複雑であるため、ここでは概要のみを確認するにとどめたい。

まずは、ラズが解釈をどのように捉えているかを確認しておこう。ラズによると、解釈とは、解釈対象の意味を説明ないし表示する営みのことである。ラズのいう解釈対象とは、意味を有する何か (something which has meaning) のことである<sup>16</sup>。解釈対照の具体例としては、例えば、歴史上の出来事、芸術作品、宗教的な儀式や文書、人間関係、法などがあげられる<sup>17</sup>。

ラズは、解釈対象を、彼独自の「文化的財 (cultural goods)」という概念で説明している。文化的財とは、その意味が文化的実践に依存する事物 (things) のことである。文化的財の第一の特徴は、それから便益を得るためには、それについて知る必要がある、というものである。例えば、優れた演劇を評価 (appreciate) したり楽しんだりするためには、演劇とは何かを理解する必要があるし、友人を得るためには、友情とは何かを理解する必要がある。結局、いかなる場合でも、当該の文化的財が何であれ、それに関与 (engaging) したり、それに適した態度や期待をしながら、それに適した様式で行為したりすることによって、われわれはその財から便益を得るのである<sup>18</sup>。

文化的財の第二の特徴は、この財が文化に依存している、というものである。ラズによると、文化的財が存在するという場合、それは実際には、文化的財を享受したりそれから便益を得たりする——文化的財にアクセスする (having access to them) ——能力が存在することを、意味する。この意味での文化的財の存在は、文化的財に関与したり、それから便益を得たり、それを尊重したりするという社会的実践の存在に、依存している。例えば、理解して楽しみながら、トルストイの『戦争と平和』を読んだり、アリストパネスの『雲』という喜劇を読んだり鑑賞したりする能力は、人々が小説や戯曲を書いたり読んだり論じたりする文化が、現在ないし過去のいずれかの場所に、存在していることに依存する<sup>19</sup>。

## B. 解釈多元論と革新的解釈

以上で、ラズが念頭に置く解釈とは何かについて、さらに、彼が解釈対照を文化的財という概念で説明していることについて、確認した。以下では、ラズの解釈多元論の概要を紹介したい。ラズによると、解釈多元論にかんしては、穏健 (tame) な理解の仕方がある。すなわち、例えば、一つの小説にかんする複数の異なる (しかも、場合によっては多くの解釈者による) 解釈を、一つの包括的な解釈の多くの部分として結びつけることが、しばしば可能である<sup>20</sup>。

解釈多元論は、この事実には左右されない。というのも、解釈多元論の要点は、同一の対象 (the same object) にかんする複数の両立不可能な解釈 (several incompatible interpretations) がいずれもよい (good) ということが可能だ、というものだからである。ある対象が、二つ以上の意味を有するならば、その意味には二つ以上の解釈が存在するだろう。しかし、同じ言葉に二つの意味がある (例えば英語の 'bank' には「土手」と「銀行」という意味がある) という形で、意味の多元性を指摘しても、解釈多元論の何が重要なのかを説明することができない。ラズが問題にしているのは、一つの対象について、互いに両立不可能で、互いを取り替えることができないような複数の解釈が存在するという、解釈多元論なのである<sup>21</sup>。

以上で確認したように、解釈多元論とは、意味を有する対象についての複数のよい解釈が存在しうる、という主張である。解釈多元論の要点は、「同じ対象についての両立不可能な複数の解釈がすべてよいという

16 Cf. *ibid.*, p. 299.

17 Cf. *ibid.*, pp. 300, 315–318.

18 Cf. *ibid.*, p. 305.

19 Cf. *ibid.*, p. 306.

20 Cf. *ibid.*, p. 302.

21 Cf. *ibid.*, pp. 302–303.

ことが可能である」というものである<sup>22</sup>（強調は原文）。さて、ラズによると、解釈多元論の説明は、革新（innovation）の説明と密接に結びつけられている。そこでラズは、解釈について理解するための鍵を見つけるために、革新的解釈の可能性に焦点を合わせる。解釈のなかには、その対象の既存の意味（the existing meaning）について説明するような解釈が存在する。あるいは、解釈のなかには、その対象の新しい意味を明らかにするような、複数の革新的解釈（innovative interpretations）が存在する<sup>23</sup>。よって、解釈は多元的である。結局、対象の既存の意味を説明する解釈だけでなく、対象の新しい意味を明らかにする複数の革新的解釈が存在するがゆえに、解釈は多元的であるという解釈多元論が、導出されるのである。ラズが論じるには、「良い解釈のなかには、強い意味で革新的なものがある。すなわち、それら〔強い意味で革新的な良い解釈〕が新しいのは、単にそれらが一部の人間ないし全員にそれまで知られていなかった、というだけではない。それらが革新的なのは、それらが〔解釈の対象について〕説明する意味が、対象がそれらと独立して有していた意味ではないからなのである」<sup>24</sup>（亀甲括弧内は引用者）。

### C. 解釈多元論と法解釈

以上で、ラズが提示する解釈多元論の概要を確認した。さて、彼は解釈対象の具体例として、芸術作品、人間関係、法を検討している<sup>25</sup>。ラズによると、法解釈は、芸術作品や人間関係の解釈とは異なる意味で、多元的である。すなわち、法解釈は、他の解釈対象の解釈とは異なる機能をもっているのであり、そうした機能をもつことは、法にとって欠くことのできない特徴である。ラズは、法解釈の独自の機能について説明するために、法が権威的な構造をもっていることに注目する。以下、彼の議論をみていこう。法は権威的な構造をもっており、法が機能する（functioning）ために重要なのは、一方の、立法者およびその他の〔立法的〕権威と、もう一方の、法規範について権威的解釈をなすことを委ねられている裁判所のあいだの、相互作用である。司法的解釈は、それが正しいもの（correct）であろうとなかろうと、訴訟当事者を拘束する点において、権威的である<sup>26</sup>。

司法的な決定のこうした最終性（finality）は、法および司法過程の本質的特徴である。司法判決の最終性は、既判事項（*res judicata*）などの原則や、二重の危険（*double jeopardy*）によって、表明されている。司法的解釈は、権威的決定に到達することを目指す過程の一部であるから、司法的解釈の役割は、芸術作品や社会関係の解釈の役割とは異なる。その役割は、相対的に安定した枠組のなかで多様性および個別性を許容することではなく、意見の画一性（*uniformity ... in opinion*）とまではいかないまでも、少なくとも行動の画一性（*uniformity in action*）を確保することである。裁判所が自らの役割を果たすためには、裁判所の決定は、（道徳的に）正当化されている（*justified*）とか正しい（*correct*）と認められる必要はなく、拘束力がある（*binding*）と認められるべきなのである<sup>27</sup>。

拘束力ある先例を確立する裁判所の権限は、裁判所によってそうしたものであると尊重されている司法的実践の登場と同じく、裁判所のもとで訴訟を権威的に解決する権限の拡張にすぎない。すなわち、ある特定の訴因（*cause of action*）を権威的に定めることから、裁判所の解釈的推論を通じて、目の前の裁判の訴訟当事者だけでなく将来の下級裁判所を拘束する法とは何かを、そしてそうした推論を通じてわれわれ全員を拘

22 Cf. *ibid.*, p. 302.

23 Cf. *ibid.*, pp. 304, 321. ラズは、革新的解釈がいかにして可能となるかについて、以下で説明している。Cf. *ibid.*, pp. 305–318.

24 Cf. *ibid.*, p. 302.

25 Cf. *ibid.*, pp. 315–318.

26 Cf. *ibid.*, p. 320. See also Yasutomo Morigiwa, “Interpretation by Another Name,” in Yasutomo Morigiwa, Michael Stolleis, and Jean-Louis Halperin (eds.), *Interpretation of Law in the Age of Enlightenment: From the Rule of the King to the Rule of Law* (Dordrecht, Heidelberg, London and New York: Springer, 2011).

27 Cf. Joseph Raz, “Interpretation,” *supra* note 15, p. 320.

束するような法とは何かを定めることへの、裁判所の権限の拡張にすぎない<sup>28</sup>。

これが、革新的な司法的解釈が法を変化させる理由である。解釈そのものが法を変化させるのではない。むしろ、先例を定める裁判所の権限や、司法実践への司法的決定の貢献が、まさに意味しているのは、司法的決定は法を変化させることができるのであり、したがって、司法的決定が革新的解釈によって裏づけられているときに、司法的決定は法をまさに変化させるのである、ということなのである<sup>29</sup>。

#### D. 立法者と裁判所のあいだの相互作用およびコミュニケーション

以上で確認したように、法解釈の特殊性について理解するためには、一方の、立法者およびその他の立法権の権威と、もう一方の、法規範について権威的解釈をなすことを委ねられている裁判所のあいだの、相互作用について理解する必要がある。

さて、ラズによると、裁判所の法創造の権限 (the law-making power of courts) に注目するならば、そのような権限の行使は、立法 (legislation) とはどのように違うのか、という問題が生じる。すなわち、なぜ裁判所にそのような権限を付与するのか、という問題である。これ問題は、理論家たちによって研究され、優れた成果がもたらされている<sup>30</sup>。

例えば、ジェレミー・ウォルドロンは、法哲学者たちが司法的裁定に関心を向けてきたと指摘した上で、立法の尊厳 (dignity of legislation) を回復するための議論を行っている<sup>31</sup>。あるいは、既存の法理学 (jurisprudence) ——この言葉は多義的だが、ここでは「法哲学 (philosophy of law; legal philosophy)」と同義で理解しておく——の方法を踏まえて、「立法理学 (legisprudence)」の確立が目指されている<sup>32</sup>。

あるいはアンドレイ・マーモー (マルマー) は、バーリンの価値多元論やジョン・ロールズの「穏当な多元性の事実」という認識を援用しながら、立法には整合性はないと主張する<sup>33</sup>。マーモーはさらに、以上の認識を踏まえた上で、多元的な諸価値のあいだの妥協を目指す議会と、制定法を解釈する裁判所のあいだには、「戦略的形態のコミュニケーション」が存すると説明している<sup>34</sup>。

### 4. ドゥオーキンの「統合性としての法」と多元論批判

#### A. 解釈的アプローチと法の構成的解釈

本章では、ラズとは異なる解釈の捉え方として、ドゥオーキンの「統合性としての法」という法理論の概要を提示し、ドゥオーキンがその法理論を提示するために、バーリンの価値多元論を批判しているということ、明らかにしたい。

ドゥオーキンの法理論について理解するには、彼の解釈アプローチを参照するのが有用である。ドゥオーキンにとって、解釈は、さまざまな領域の価値についてのわれわれの判断がいかにして正しくありうるかということの説明と、関連している。芸術作品の意味を理解することは、その作品の芸術的な特徴を、その作品の価値の観点から説明しようとする、解釈的な営みである。ドゥオーキンにとって、解釈的アプローチは、

28 Cf. *ibid.*

29 Cf. *ibid.*

30 Cf. *ibid.*, p. 321.

31 Cf. Jeremy Waldron, *The Dignity of Legislation* (Cambridge: Cambridge University Press, 1999). 長谷部恭男・愛敬浩二・谷口功一訳『立法の復権——議会主義の政治哲学』(岩波書店、2003年)。

32 Cf. Luc J. Wintgens, "Legisprudence as a New Theory of Legislation," in *Ratio Juris*, vol. 19, no. 1 (2006). 邦語文献として、井上達夫「特集にあたって」ジュリスト1369号(2008年)9-10頁を参照。なお、*Legisprudence: A New Theoretical Approach to Legislation* という国際学術誌が、Hart Publishing から刊行されている。

33 Cf. Andrei Marmor, "Should We Value Legislative Integrity?," in Andrei Marmor, *Law in the Age of Pluralism* (New York: Oxford University Press, 2007). ロールズの「穏当な多元性の事実」については、cf. John Rawls, *Political Liberalism*, paperback edition (New York: Columbia University Press, 1996), Lecture IV.

34 Cf. Andrei Marmor, *Philosophy of Law* (Princeton, NJ.: Princeton University Press, 2010), p. 154.

われわれが法哲学や政治哲学の問題について考える方法にとって、根源的な含意を有している<sup>35</sup>。

ドゥオーキンは、自分自身が採用する解釈の営みを、構成的解釈 (constructive interpretation) として説明している。「大雑把に言えば構成的解釈とは、ある対象や実践に目的を課し、かくして、これらが属すると想定される実践形態や芸術ジャンルの最善の一例としてこれらを提示することである」<sup>36</sup>。彼は、例えば法の構成的解釈について、以下のように述べている。「法の一般理論は構成的解釈をこととするものである。つまり、それは法実務の総体を最善の光のもとで示すことを試み、現実中存在する法実務と、当該実務の最善の正当化との間で均衡を達成しようと試みる」<sup>37</sup>。

### B. 「統合性としての法」と連鎖小説の比喩

以上で、ドゥオーキンの解釈アプローチと、彼による法の構成的解釈について確認した。そこで確認した内容を踏まえて、以下ではドゥオーキンの「統合性としての法」という法理論の概要を提示しておきたい。主著である『法の帝国』におけるドゥオーキンによると、われわれは法のなかで生き、法によって生活している。われわれは法の帝国の臣民である<sup>38</sup>。裁判所は法の帝国の首都であり、裁判官はその王侯である<sup>39</sup>。弁護士や裁判官や普通の人々は、法命題が真ないし偽でありうることを想定している。法命題は非常に一般的なものでありうる——例えば「法は第十四修正の意味の中に含まれる平等保護を、州がどのような人間に対してであれ否定することを禁止している」という法命題。あるいは、これほどには一般的ではないものもある——例えば「同僚の従業員による損害に対しては法は損害賠償を認めていない」という法命題。さらに、きわめて具体的なものもある——例えば、「法はアクメ社に対して、先の二月にジョン・スミスが就業中に被った損害を賠償するよう要求する」といった法命題<sup>40</sup>。ドゥオーキンによると、「法令集が沈黙している場合でも、我々は法の規定が何であるかについて議論する。こうして我々は、はっきりとは聴きとれないほど低い声ではあるが、法が特定の規定を小声でささやいているかのように行動するのである」<sup>41</sup> (強調は原文)。

ドゥオーキンは、連鎖小説の比喩を用いて、裁判官の役割について説明している。連鎖小説の企てにおいては、「小説家のグループが一つの小説を順次に書いていく。つまり、連鎖を構成する各々の小説家は、新たな一章を書き加えるために、彼に既に与えられているそれ以前の諸章を解釈するのであり、彼が新たに書き上げた章は、その後次の小説家が受け取るものに付け加えられることになる、等々。各々の小説家は、創作中の小説を可能なかぎり最善のものにするために、自分の章を書く任務を課されている」<sup>42</sup>。

ドゥオーキンが論じるには、統合性としての法は、コモン・ロー上の事案を判決する裁判官に対して、自分をコモン・ローの連鎖に加わる作者として考えるように要求する。裁判官は「他の裁判官たちが、自分の事案と正確には同じでないがこれと関連する諸問題が扱われた他の事案を既に判決した事実を知っている。それゆえ、彼は他の裁判官が既に下した判決を自分が解釈すべき長大な最大の物語の一部と考えねばなら」<sup>43</sup>ない。

### C. 多元論批判とハリネズミの正義

以上で確認したように、ドゥオーキンは解釈アプローチを踏まえて、統合性としての法という法理論を提

35 Cf. Arthur Ripstein, "Introduction," in Arthur Ripstein (ed.), *Roland Dworkin* (New York: Cambridge University Press, 2007), p. 9.

36 Cf. Ronald Dworkin, *Law's Empire* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1986), p. 52. 小林公訳『法の帝国』(未來社、1995年) 89頁。

37 Cf. *ibid.*, p. 90. 邦訳、155頁。

38 Cf. *ibid.*, p. vii. 邦訳、1頁。

39 Cf. *ibid.*, p. 407. 邦訳、621頁。

40 Cf. *ibid.*, p. 4. 邦訳、19頁。

41 *Ibid.*, p. vii. 邦訳、1頁。

42 *Ibid.*, p. 229. 邦訳、358頁。

43 *Ibid.*, pp. 238-239. 邦訳、372頁。

示している。この法理論は、諸価値（例えば自由や平等など）を統合的に理解した上で、統合された諸価値が法実践の全体を正当化する、というものである。ところが、強力な哲学的伝統があり、それはいまや多くの法律家の意見のなかに共鳴している。それは、自由と平等のような政治的に重要な諸価値は互いに根深く衝突しており、その結果、諸価値のあいだの妥協が必要だという、バーリンが提示した価値多元論の伝統である。そのような妥協は、諸価値のなかのとくに基礎的な価値によって、先導されることはありえない。なぜなら、衝突は最も基礎的な諸価値のあいだで起こっているからである。結局、諸価値のあいだでの主観的な選択が必要となる。ドゥオーキンによると、この事実は、法実践全体についての、あるいは何か局地的な法領域についてさえも、一つの解釈が全体に最善のものとして擁護されうるといふ、彼の仮定に挑戦するものである。政治的諸価値における基礎的衝突の最も強力な擁護者は、バーリンであり続けた。道徳的諸価値における根深い衝突というバーリンの理論は、きわめて根底的なレベルで（道徳的諸価値の）統合性の理念（the ideal of integrity）に挑戦する<sup>44</sup>。

ドゥオーキンの価値多元論への批判は、それを全否定するというものではない。それはむしろ、例えば自由と平等が衝突しないような解釈を提示することによって、価値多元論を部分的に掘り崩そうとするものである。すなわち、自由は、他者がもつ適切に理解された道徳的権利を尊重するかぎり、自らが望むことを行えることを意味するかもしれない。ドゥオーキンによれば、このように解釈された自由は平等とは衝突しないのである。

ドゥオーキンの結論はこうである。自由への一般的権利（general right to liberty）は存在しない。われわれが有するのは、表現の自由や個人的で性的な関係を選択する自由といった、個別的自由（liberties）——例えば、表現の自由や、個人的で性的な関係を選択する自由など——に対する、それぞれ別個の権利（distinct rights）でしかない<sup>45</sup>。自由への一般的権利が存在しないとすれば、自由と平等の衝突は消滅する。というのも、ある特定の自由を擁護する議論は、それ以外の個別的自由を擁護する議論とは全く独立していることになるから、ある個別具体的な自由を擁護する議論は、他の自由を擁護する議論とは、完全に独立するであろう<sup>46</sup>。

ドゥオーキンは、最近著の『ハリネズミの正義（Justice for Hedgehogs）』（2011年）において、バーリンの「ハリネズミと狐」という比喩を意識しつつ、ハリネズミ的＝一元論的な主張を前面に押し出すに至っている。すなわちドゥオーキンは、倫理的・道徳的な諸価値は互いに依存し合っているという、価値の統一性（the unity of value）という哲学的テーゼを擁護しているのである<sup>47</sup>。

## 5. 解釈の二つの捉え方——現代日本の法状況との関連で

以上、本稿では、価値多元論を擁護する「狐」族と、一元論を擁護する「ハリネズミ」族を対比させながら、バーリンの価値多元論およびラズの多元論的解釈の概要を確認した。さらに、「ハリネズミの正義」を追求するドゥオーキンの統合性としての法と、多元論批判について確認した。最後に、本稿で確認した解釈にかんする二つの見解（ラズの解釈多元論とドゥオーキンの統合性としての法）を踏まえて、現代日本の法状況を念頭に置きながら、若干の検討を行っておきたい。

44 Cf. Ronald Dworkin, *Justice in Robes* (Cambridge, Mass. Harvard University Press, 2006), p. 27. 宇佐美誠訳『裁判の正義』（木鐸社、2009年）38–39頁。

45 Cf. Ronald Dworkin, “What Rights Do We Have,” in Ronald Dworkin, *Taking Rights Seriously* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1977), p. 277. 小林公訳「どのような権利を我々は有しているか」ロナルド・ドゥオーキン著、小林公訳『権利論II』（木鐸社、2001年）73頁。

46 Cf. *ibid.*, pp. 273–74, 277–78. 邦訳、66–67頁、73–74頁。

47 Cf. Ronald Dworkin, *Justice for Hedgehogs* (Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 2011), p. 1.



日本では、司法制度改革が行われている<sup>48</sup>。改革の内容としてはさまざまなものがあるが、一つには、法科大学院の創設があげられるだろう。『法の帝国』におけるドゥオーキンによると、われわれは法のなかで生き、法によって生活している。われわれは法の帝国の臣民である<sup>49</sup>。裁判所は法の帝国の首都であり、裁判官はその王侯である<sup>50</sup>。ドゥオーキンの、裁判官を中心に据えた「統合性としての法」という理論は、法科大学院の学生たち、すなわち裁判官や弁護士になろうとしている人たちに向けられたものと捉えるならば、たいへん理解しやすいものである<sup>51</sup>。

ただし、法科大学院の「法哲学」の講義では、ドゥオーキンの法理論だけでなく、ハートの分析的実証主義やロールズの正義論も扱われている。あるいは、「法社会学」や「法制史」の講義も置かれている。さらに、「法曹倫理」という、法曹三者（裁判官、検察官、弁護士）を対象とした重要な科目も設置されている<sup>52</sup>。

なお、法学部からは、ロースクールに進学する者もいるが、それ以外の道に進む者も多い。一般企業や公務員、あるいは隣接法律職（例えば司法書士）など、さまざまである。日本の多くの法学部の多くで、法律学だけでなく、政治学も教えられていることも、念頭に置くべきだろう。大学院については、法科大学院の他に、法学研究科や公共政策大学院があり、そこでは裁判制度だけでなく、立法や行政にかんする研究・教育も行われている。

さて、ラズは価値多元論者であり、解釈多元論を提示する。彼はさらに、法の中心的機能は立法者と裁判所のあいだの相互作用であると、主張する<sup>53</sup>。あるいはマーモーは、パーリンの価値多元論やロールズの「穏当な多元性の事実」という認識を踏まえつつ<sup>54</sup>、多元的な諸価値のあいだの妥協を目指す議会と、制定法を解釈する裁判所のあいだには、「戦略的形態のコミュニケーション」が存すると説明している<sup>55</sup>。

こうしたラズやマーモーの議論は、立法と司法の関係を把握する視座を提供している。その意味において、例えば「立法のインフレーション」や「衆参ねじれ現象」が問題化している現代日本の法状況<sup>56</sup>を分析する上で、示唆に富んでいる。

結局、「立法のインフレーション」や「衆参ねじれ現象」といった問題について理解するための視座が求められる現代日本の法状況からすれば、われわれは、裁判官を中心に据えるドゥオーキンの法理論と、議会と裁判所の関係に注目した上で提示されるラズやマーモーの解釈理論の両者から、学ぶことができるように思われる。

冒頭で述べたように、パーリンは一元論者を「ハリネズミ」族に、価値多元論者を「狐」族に、それぞれ分類している。パーリンおよびラズは、諸価値の衝突は避けられないという価値多元論を提示し、さらにラ

48 司法制度改革の背景、展望および課題については、田中成明『現代日本法の構図』（岩波書店、2000年）第二部およびエピローグを参照。さらに、田中成明『法への視座転換をめざして』（有斐閣、2006年）III章およびVI章も参照。

49 Cf. Ronald Dworkin, *Law's Empire*, *supra* note 36, p. vii. 邦訳、1頁。

50 Cf. *ibid.*, p. 407. 邦訳、621頁。

51 参照、中山竜一「コメント 解釈主義の困難をめぐって——長谷川・森村両論文について」宇佐美誠・濱真一郎編著『ドゥオーキン——法哲学と政治哲学』（勁草書房、2011年）236頁。

52 参照、森際康友編『法曹倫理（第二版）』（名古屋大学出版会、2011年）、小島武司・伊藤真・田中成明・加藤新太郎編『法曹倫理』（有斐閣、2007年）。

53 Cf. Joseph Raz, "Interpretation," *supra* note 15, p. 320.

54 Cf. Andrei Marmor, "Should We Value Legislative Integrity?," *supra* note 33, pp. 44–46.

55 Cf. Andrei Marmor, *Philosophy of Law*, *supra* note 34, p. 154.

56 参照、井上達夫「立法学の現代的課題——議会民主政の再編と法理論の最定位」ジュリスト1356号（2008年）128–131頁、井上達夫・前掲注32「特集にあたって」8–9頁。「ねじれ国会」にかんする英語文献として、cf. Takehiro Ohya, "Twisted Diet: A Failure in Legislating Politics in Japan," in *Legisprudence: International Journal for the Study of Legislation*, vol. 2, no. 3 (2009). なお、ウォルドロン *The Dignity of Legislation* が、長谷部教授らによって日本語に翻訳されていることも、ここで指摘しておきたい。前掲注31を参照。

ズは、一つの解釈対象に複数の解釈が存在するという解釈多元論を提示するに至っている。対するドゥオーキン、統合された諸価値が法実践を指導・正当化するという「統合性としての法」という法理論を擁護するために、近著『ハリネズミの正義』において、包括的な道徳理論を構築し、そのなかに法理論を位置づけようと試みている。

さて、バーリンによると、トルストイは一方において、現実を広大な統一的全体性に基づいて知覚する、ハリネズミの感覚にあこがれていた。しかしながら、トルストイは実際には、ハリネズミからは遠く隔たった、狐の目を備えた人物であった<sup>57</sup>。トルストイは、自らの内面に存するこの矛盾に気づき、その矛盾を解決できないまま苦悶のうちに死んだ<sup>58</sup>。バーリンによると、「私が提出したい仮説によると、トルストイは本来は狐であったが、自分はハリネズミであると信じていた」<sup>59</sup>。すなわち、「ハリネズミになりたいと思った狐」<sup>60</sup>であった。あるいはバーリンも、特殊な諸価値の一つである自由の普遍性を認識すると同時に、諸価値の特殊性を認める価値多元論を擁護するという意味において、「ハリネズミになりたいと思った狐」であるように思われる<sup>61</sup>。

トルストイは一元論と価値多元論のあいだの矛盾を解決することができず、苦悶のうちに死を迎えることになった。それに対して、バーリンはその矛盾にさほど苦しんでいなかったように思われる。というのも、彼は自らの思想史研究を通じて人間性が「曲がった材木 (crooked timber)」<sup>62</sup> (カント) であることを学んでいたがゆえに、曲がった人間性からは矛盾する結論しか導出されないことに気づいていたからである。こうしたバーリンの人間性の理解を踏まえるならば、われわれは解釈という営みについて検討する際にも、ハリネズミと狐の両者に対して、正当な扱いをなす必要があるのではないだろうか。

57 Cf. Isaiah Berlin, "The Hedgehog and the Fox," *supra* note 1, p. 74. 邦訳、128–129頁。

58 Cf. *ibid.*, p. 81. 邦訳、146–148頁。

59 *Ibid.*, p. 24. 邦訳、12頁。

60 Cf. Isaiah Berlin and Ramin Jahanbegloo, *Conversation with Isaiah Berlin* (London: Peter Halban, 1992), p. 190. 河合秀和訳『ある思想史家の回想——アイザイア・バーリンとの対話』(みすず書房、1993年) 271–272頁。

61 Cf. Claude J. Galipeau, *Isaiah Berlin's Liberalism* (Oxford: Clarendon Press, 1994), note 2 at p. 166; Michael Ignatieff, *Isaiah Berlin: A Life* (London: Chatto & Windus), p. 173. 石塚雅彦・藤田雄二訳『アイザイア・バーリン』(みすず書房、2004年) 189頁。

62 このカントの警句は、バーリンの多くの著作で用いられているが、ここでは彼の著書『人間性という曲がった材木』のみをあげておく。Cf. Isaiah Berlin, *The Crooked Timber of Humanity: Chapters in the History of Ideas*, edited by Henry Hardy (London: John Murray, 1990). 福田欽一・河合秀和・田中治男・松本礼二訳『理想の追求 (バーリン選集 4)』(岩波書店、1992年)。